

掲載日 2026 年 10 月 16 日

株式会社さくら新電力

託送料金の改定にともなう電気料金の改定と実施要綱の変更について

電気をお届けする送配電網の利用料金である「託送料金」について、2026 年 9 月 4 日に経済産業大臣が東北電力ネットワーク株式会社の託送供給等に係る収入の見通しを承認し、これを受けて同社は同年 9 月 11 日に託送供給等約款の変更を届け出ました。託送料金は、2026 年 11 月 1 日から改定されます。

これに伴い、当社は、電気需給約款（低圧）4（本約款の変更）にもとづき、下記の実施要綱を変更し、2026 年 11 月 1 日以降の計量日にかかるご使用分から、電気料金を改定させていただきます。改定額は、ご契約に応じて、需要側の託送料金の改定額、または東北電力株式会社が公表した改定額と同じ額としており、これを上回る当社独自の上乗せはしておりません。

お客さまには大変ご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更する実施要綱

電気需給約款（低圧）にもとづく次の実施要綱を変更します（電気需給約款（低圧）の本文は変わりません）。

- ・従量電灯 A 実施要綱
- ・従量電灯 B 実施要綱
- ・従量電灯 C 実施要綱
- ・ブランドュー弘前 FC 桜援プラン B 実施要綱
- ・ブランドュー弘前 FC 桜援プラン C 実施要綱
- ・スマートセレクト実施要綱
- ・定額電灯実施要綱
- ・公衆街路灯 A 実施要綱
- ・ファミリープラン実施要綱
- ・ファミリープラン（燃調無し）実施要綱
- ・ファミリープランⅡ実施要綱
- ・法人プラン B 実施要綱
- ・法人プラン B Ⅱ実施要綱
- ・法人プラン C 実施要綱
- ・低圧電力実施要綱
- ・低圧電力Ⅱ実施要綱
- ・法人プラン低圧電力実施要綱
- ・低圧高稼動実施要綱

2. 変更後の内容

各実施要綱の電気料金の単価を、次の表のとおり変更します。金額はすべて消費税等相当額を含みます。
燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算方法は変わりません。変更後の実施要綱の全文は、下の「変更後の実施要綱（PDF）」でご覧いただけます。

（１）実施要綱に単価を定めているプラン（変更後の単価）

プラン	料金の項目	変更額	変更後の単価
従量電灯 A	最低料金 1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	+30 円 29 銭	389 円 24 銭
	電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	31 円 01 銭
従量電灯 B	基本料金 契約電流 30 アンペア（1 契約・1 か月）	+123 円 33 銭	1,232 円 13 銭
	基本料金 契約電流 40 アンペア（1 契約・1 か月）	+164 円 44 銭	1,642 円 84 銭
	基本料金 契約電流 50 アンペア（1 契約・1 か月）	+205 円 55 銭	2,053 円 55 銭
	基本料金 契約電流 60 アンペア（1 契約・1 か月）	+246 円 66 銭	2,464 円 26 銭
	電力量料金 1 段料金 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	30 円 89 銭
	電力量料金 2 段料金 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	36 円 39 銭
	電力量料金 3 段料金 上記超過 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	38 円 79 銭
従量電灯 C	基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	+41 円 11 銭	410 円 71 銭
	電力量料金 1 段料金 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	30 円 89 銭
	電力量料金 2 段料金 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	36 円 39 銭
	電力量料金 3 段料金 上記超過 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	38 円 79 銭
ブランドュー弘前 FC 桜援プラン B	基本料金 契約電流 30 アンペア（1 契約・1 か月）	+123 円 33 銭	1,232 円 13 銭
	基本料金 契約電流 40 アンペア（1 契約・1 か月）	+164 円 44 銭	1,642 円 84 銭
	基本料金 契約電流 50 アンペア（1 契約・1 か月）	+205 円 55 銭	2,053 円 55 銭
	基本料金 契約電流 60 アンペア（1 契約・1 か月）	+246 円 66 銭	2,464 円 26 銭
	電力量料金 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	31 円 39 銭
	電力量料金 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	37 円 39 銭
	電力量料金 上記超過 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	40 円 39 銭
ブランドュー弘前 FC 桜援プラン C	基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	+41 円 11 銭	410 円 71 銭
	電力量料金 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	31 円 39 銭
	電力量料金 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	37 円 39 銭
	電力量料金 上記超過 1 キロワット時につき	+1 円 39 銭	40 円 39 銭

プラン	料金の項目	変更額	変更後の単価
スマートセレクト	基本料金 1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	+411 円 10 銭	4,107 円 10 銭
	基本料金 上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	+41 円 11 銭	410 円 71 銭
	電力量料金 平日昼間時間 1 キロワット時につき	+1 円 49 銭	38 円 30 銭
	電力量料金 休日・夜間時間 1 キロワット時につき	+1 円 32 銭	31 円 13 銭
定額電灯	需要家料金 1 契約につき	変更なし	60 円 50 銭
	電灯料金 10 ワットまで 1 灯につき	+7 円 73 銭	84 円 24 銭
	電灯料金 10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	+15 円 48 銭	148 円 67 銭
	電灯料金 20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	+30 円 97 銭	277 円 57 銭
	電灯料金 40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	+46 円 45 銭	406 円 44 銭
	電灯料金 60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	+77 円 41 銭	664 円 20 銭
	電灯料金 100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	+77 円 41 銭	664 円 20 銭
	小型機器料金 50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	+23 円 11 銭	264 円 64 銭
	小型機器料金 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアン ペアまでの 1 機器につき	+46 円 25 銭	469 円 90 銭
	小型機器料金 100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	+46 円 25 銭	469 円 90 銭
公衆街路灯 A	需要家料金 1 契約につき	変更なし	55 円 00 銭
	電灯料金 10 ワットまで 1 灯につき	+7 円 73 銭	77 円 26 銭
	電灯料金 10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	+15 円 48 銭	136 円 90 銭
	電灯料金 20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	+30 円 97 銭	256 円 23 銭
	電灯料金 40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	+46 円 45 銭	375 円 53 銭
	電灯料金 60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	+77 円 41 銭	614 円 15 銭
	電灯料金 100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	+77 円 41 銭	614 円 15 銭
	小型機器料金 50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	+23 円 11 銭	243 円 19 銭
	小型機器料金 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアン ペアまでの 1 機器につき	+46 円 25 銭	433 円 60 銭
	小型機器料金 100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	+46 円 25 銭	433 円 60 銭

3. 変更の効力が生じる時期（適用開始）

変更後の実施要綱の効力発生日は、2026 年 11 月 1 日です。2026 年 11 月 1 日以降の計量日にかかるご使用分から適用します（変更後の実施要綱の効力は 2026 年 11 月 1 日に生じます）。計量日は、毎月のご使用量を区切る日です。たとえば計量日が毎月 15 日のお客さまは、2026 年 11 月 15 日からのご使用分が新しい単価になり、11 月 14 日までのご使用分は今の単価です。

4. 変更の理由

東北電力ネットワーク株式会社の託送料金が 2026 年 11 月 1 日から改定されるためです。託送料金は、お客さまの側にかかる料金（需要側。接続送電サービス料金）と、発電所の側にかかる料金（発電側。系統連系受電サービス料金）からなり、その両方が改定されます。託送料金は電気料金の一部で、当社は同社にこの料金を支払っています。

5. 周知の方法

この変更は、民法第 548 条の 4 第 2 項および電気需給約款（低圧）4（3）にもとづき、2026 年 10 月 16 日から当社ホームページの本ページに掲載して周知します。変更後の実施要綱の全文も、本ページからご覧いただけます。あわせて、ご契約中のお客さまには、2026 年 10 月 5 日付の書面「電気料金の改定のお知らせ」をお送りしています。

6. そのほか

- ・東北定額電灯・東北公衆街路灯 A のお客さまは、それぞれの実施要綱の定めにより、東北電力株式会社が 2026 年 11 月 1 日から実施する定額電灯・公衆街路灯 A の単価と同じ単価に変わります。実施要綱の文面は変わりません。
- ・高圧・特別高圧のお客さま、および電気需給契約書で料金単価を定めているお客さまには、書面で個別にお知らせしています。
- ・ご契約中のお客さまには、2026 年 10 月 5 日付の書面「電気料金の改定のお知らせ」をお送りしています。

お問い合わせ先

株式会社さくら新電力 担当 田坂・石村・野呂

TEL 0172-40-4030（受付時間 平日 9:00～17:00）

〒036-8012 青森県弘前市北瓦ケ町 19-5

以上